

新型コロナウイルス感染症流行期に おけるオンライン診療について

2020年4月9日

経緯

年月日時間	概 要
2020年 3月11日 (水)	第8回 オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する 検討会 「既に診断された慢性疾患を有する定期受診患者の血圧上昇等の病状の 変化への対応」の承認
3月19日 (木)	事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通 信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」 を発出
4月2日 (木)	規制改革推進会議「新型コロナウイルス感染症対策に関する特命タスク フォース」 急性疾患の患者や受診歴のない患者もオンライン診療・電話診療の実施 をすべきことを提言

年月日時間	概 要
4月2日 (木)	<p>第9回 オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に診断され、治療中の慢性疾患で定期受診中の患者に対し、新たに別の症状についての診療・処方を行う場合（ケース1） 過去に受診履歴のある患者に対し、新たに生じた症状についての診療・処方を行う場合（ケース2） 過去に受診履歴のない患者に対し、かかりつけ医等からの情報提供を受けて、新たに生じた症状についての診断・処方を行う場合（ケース4） <p>時限的措置として承認。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に受診履歴のない患者に対して診療を行う場合（ケース3）は、継続審議
4月3日 (金)	<p>規制改革推進会議</p> <p>上記の検討結果に対して、全面的な解禁に向けた再検討を指示する内容の意見書を提出</p>
4月7日 (火)	<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備 過去に受診歴のない者について、医療機関の電話等による診療を行う医師は、その判断により診断や処方を実施

新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療の更なる活用について

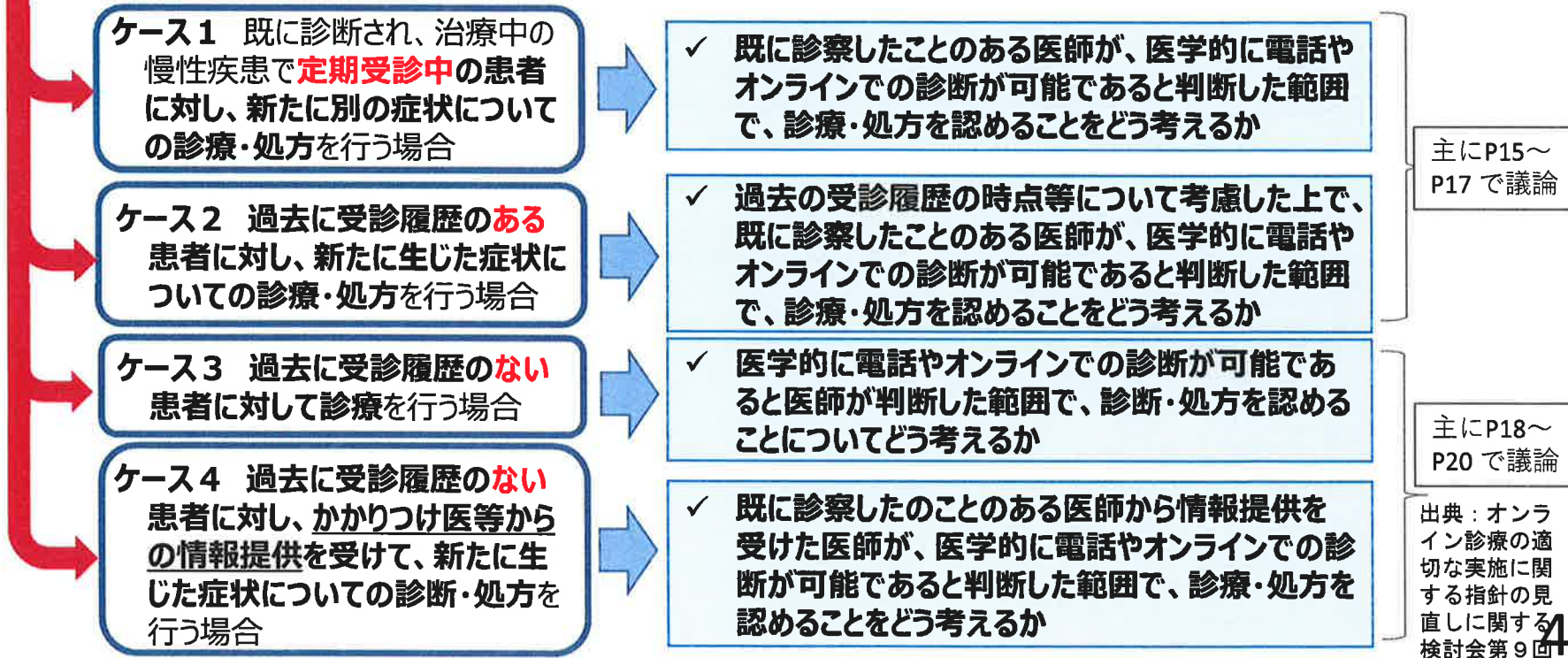
- 新型コロナウイルス感染症の急速な拡大、簡便な診断キットや治療薬がない状況、感染防止に伴い生じる医療アクセスの困難さ、患者や国民の感染への不安の増大等、平時ではない状況を踏まえ、時限的な措置として、新たな症状への対応をオンライン診療で行うことを下記のように検討してはどうか。
- なお、通常時の取り扱いについては、引き続き初診対面を原則とし、その例外については今般の対応についても検証し、感染の収束後に改めて検討を行うこととする。

① 継続した発熱等、**新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療**






② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として**解熱剤等の薬を処方**

検討の視点

- ◆ かかりつけ医等が行う場合には、医師患者関係が醸成されており、基礎疾患が把握されていること等によりリスクが異なることから下記の通り場合分けをして検討することとしてはどうか。



新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえたオンライン診療の活用について

<p>① 継続した発熱等、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療</p>		<p>✓ 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療（診断、治療等）を電話やオンラインで行うことは、下記の理由等により、感染の拡大や重症化により致死率が高くなるリスクがあり困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な検査（PCR検査等）が困難であり、正確な診断ができない。 視診と問診のみによる重症度の評価は困難。 他疾患（喘息や他の感染症等）を見逃すリスクが高い。 	<p style="text-align: center;">×</p>
<p>② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として解熱剤等の薬を処方</p>			
<p>③ 既に診断され、治療中の慢性疾患を有する患者の血圧上昇等の症状の変化への対応</p>		<p>✓ 感染のリスクに鑑み、かかりつけ医等の判断で、既に診断され治療中の疾患の症状の変化については、診療計画を変更した上で、電話やオンライン診療による薬剤の処方を可能とする。</p>	<p>3月19日事務連絡 発出 ○</p>
<p>④ 地域によっては、帰国者接触者相談センター・外来へのアクセスが過多である場合があり支援が必要。</p>		<p>✓ かかりつけ医等が、電話による相談やオンライン受診勧奨を行う。（帰国者・接触者相談センターの業務委託を受けて行うことも可能。）</p>	<p>3月19日事務連絡 発出 ○</p>
<p>⑤ 新型コロナウイルス感染症のまん延期においては、重症者への医療を確保する必要がある。</p>		<p>✓ 感染が拡大した場合において、新型コロナウイルス陽性の無症候・軽症患者に対し、対面診療による診断後、在宅での療養が必要な期間中、電話による相談やオンライン診療等を用いて在宅での経過観察を行う。</p>	<p>3月19日事務連絡 発出 ○</p>

現在の流行状況を踏まえて、①②について再度検討する。

【参考】

慢性疾患を有する定期受診患者に対する電話等による処方（2月28日事務連絡）

- 令和2年2月28日に事務連絡を発出し、新型コロナウイルスの流行を踏まえた措置として以下の取扱いを可能とした。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、
 - ・ かかりつけ医等の判断で、電話等を用いて診療し、処方箋情報をファクシミリ等により薬局に送付
 - ・ 薬局において、その処方箋情報に基づき調剤し、電話等により服薬指導
 - ・ 上記の診療や服薬指導等について電話等により再診料や処方箋料、服薬指導に係る報酬等を算定

